

ヒロシマからシリアへ

— アメリカ例外主義の現在 —

浦田賢治

「ノー・モア・ヒロシマ」という言葉をふくむレポートを世界に打電したのは、フリー・ジャーナリストのバーチュett (Wilfred Burchett) だった。彼は原爆投下後まもない1945年9月3日、広島を襲撃した。この桁外れの計画的大量殺戮行為が、新しいテロの時代を出現させたと、全世界に警告した。世界はその後、核兵器というダモクレスの剣の下にある。「新しいテロ」の時代というこの警告の意味を改めて考えてみたい。

「アラブの春」が始まって2年半、その激動のさなか、今年8月21日、シリアのアサド政権に大量破壊兵器使用の重大嫌疑がかけられた。化学兵器を使って首都ダマスカス郊外で住民多数を死傷させた。だから、アメリカ大統領オバマはシリアの軍事施設を空爆して懲罰するというのだ。この武力行使は、自衛権の行使でなく国連安保理の承認決議もないから、国際法上違法であり犯罪である。だがこの行動を正統化するのが、アメリカ例外主義という教義なのだ。ロシア大統領のプーチンは、ニューヨーク・タイムズに寄稿して直接アメリカ国民に語りかけ、このアメリカ例外主義を戒めた。

フランスの若き法律家トクヴィルは、19世紀初頭のアメリカ合衆国を旅して、ヨーロッパに比べて新興の、この民主主義国家が時代の先駆的役割を担うことになると考えた。だが彼は、その先には経済と世論の腐敗した混乱の時代が待ち受けているとも予言している。その著『アメリカの民主政治』(1831年)が、「アメリカ例外主義」の起源とされている。

アメリカ例外主義の根拠づけは、時代とともに変化している。イギリスからの独立戦争と革命、アメリカ西部に向かう開拓者精神、世界からの移民受け入れ、「アメリカン・ドリーム」を可能にした社会的流動性、それに米ソ冷戦など。だがピューリタンの指導者ジョン・ウインスロップが新訳聖書から引用した「丘の上の町」(City upon a Hill) という比喩的表現の含蓄は深い。ピューリタン社会は下から仰ぎ見る丘にあって、これが全世界のモデルであるべきだという教義である。

およそ35年前わたしは、ニューヨークのコロンビア大学に行政法の名誉教授を訪ねた。そのとき、米合衆国が国際人権規約(1966年採択)を批准するつもりがないこと、その理由は関係多数者によるとアメリカ憲法の人権条項のほうがこの条約よりも優れているからというのだった。このことを初めて知って驚いた経験がある。ことほどさように、アメリカ例外主義は、国際法がアメリカの利益にかなう場合を除いて、それに縛られるべきでないという信念をあらわすようにもなっていた。

しかしながら、2001年9.11事件から12年を経た現在、アメリカ例外主義は根源的な批判をうけている。例えばオバマ政権下の「リベラルなファシズム」を指摘した共和党支持の知識人ノーマン・ポラック (Norman Pollack) もその批判者の一人だ。いわく。スノーデンは、アメリカ例外主義の偽善的な主張を木端微塵に打ち砕くために告発したのだ。この例外主義は、政治的なデマゴグ、他人の私事に余計な詮索をするスパイたち、他人

の性行為や性器を見て楽しむ人たち、祖国ではなく他国のために戦う傭兵たち、かすやその他の腐った有機物を餌にする動物たちでつくりあげられた「丘の上の町」である。

わたしの見るところ、こうして、アメリカ例外主義のモデルは、倫理的根拠をうしなつて粉砕されようとしている。スノーデンは、いまブーチンが示した条件をのんで、ロシアに政治亡命している。国家安全保障局（NSA）などの個人情報収集の手口を告発したことへの報復を恐れたからである。昨年3月から今年3月にかけて、アメリカ議会はNSA 長官ケイス・アレクサンダー将軍やアメリカ合衆国国家情報長官ジェームズ・クラッパーに対して、NSA が情報収集したアメリカ人の人数の公表を繰り返し求めていた。しかし今年3月、クラッパー長官はアメリカ人に対する一切の情報収集を否定した。スノーデンによる内部告発で、この証言が議会侮辱あるいは偽証の罪に該当すると判明した。5月20日スノーデンは香港に渡航して、マスメディアのインタビューを受け、アメリカ合衆国や全世界に対するNSAの盗聴の実態と手口を内部告発した。その結果、暗号解読をふくめて多国間にわたる情報収集活動が明らかとなった。

ITシステムの構築と運用によって、核兵器の超大国は、ジョージ・オーウェルのいう「ビッグ・ブラザーズ」になっていることが全世界に暴露された。通信の秘密と私事の自由が侵害された社会には、もはや尊厳ある生活も公正な通商や外交も、総じて民主主義もありえなくなる。ブラジルの大統領ルセフは9月24日国連総会演説の冒頭で、この情報収集は「国際法に違反し道義的侮辱だ」と批判して、これに対抗する「多国間メカニズム」の立ち上げが必要と述べた。

「新しいテロ」の時代を開いたというヒロシマに立ち返って考えてみたい。ロンドンのジャーナリスト、ジョン・ピルジャー（John Pilger）は、こう述べている。「原爆投下の犯

罪性は事柄の本質そのものによるのであって、このことはアメリカ国立公文書館で、また、その後数十年にわたる民主主義で偽装された軍国主義によって確証されている。」

この記述は、さらにたちいった論証作業を誘っている。彼は、つづけてこう書いている。「現在展開中のシリアの心理劇は、このこと（犯罪性）を例証している。しかもふたたび、われわれは来たるべきテロリズムの人質にされている。このテロリズムの性質と歴史については、もっともりべラルな批判者たちさえもいまなお否定している。指摘できない最大のものは、人類のもっとも危険な敵が大西洋の向こう側（アメリカ大陸）に存在することだ。」

わたしは、この指摘を法の問題として真剣に受け止めたいと思っている。たとえば、ドイツ・ナチスの戦犯を裁いたニュルンベルク裁判の主席検察官ベンジャミン・フェレンツ（Benjamin Ferencz）の証言を聞こう。彼は、2003年のブッシュ Jr. 政権によるイラク侵略は国連憲章を侵犯した戦争犯罪であると明言した。第一次湾岸戦争のさいブッシュ Sr. 政権が安保理からえた決議は、フセイン政権を倒したイラク侵略行為の法的根拠になりえない。そして侵略戦争は人類に対する最大の犯罪だとのべた（Jan Frelの記事による）。オバマが、安保理決議の承認なしにシリアを空爆するなら、その行為は侵略行為であって、人類に対する最大の犯罪となる。だが、この罪を米合衆国の法と裁判で裁く仕組みはできていない。だから、この犯罪性に対する地球市民の闘いが現実的な課題である。ニュルンベルク法廷の判事たちは簡潔に述べた。「一人ひとりの市民たちが、国内法を侵犯しても、平和に対する罪と人道に対する罪を防ぐ義務を負っているのだ」。これがいま、ヒロシマの教訓である。（2013年9月24日）

（うらた けんじ 早稲田大学名誉教授）